

長久手市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画を策定するため、長久手市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の策定に関する必要な事項について専門的な見地から協議及び検討する。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の職員
- (3) その他、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から立地適正化計画策定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、委員以外の関係者を会議に出席させ、職務遂行に必要な意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 会議にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議の求めに応じて出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーが事故等により出席できないときは、(オブザーバー) その職務を代理する者が会議に加わることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則、公開とする。ただし、委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(策定部会)

第9条 委員会に第2条に規定する事項についての調査及び調整をするため、長久手市立地適正化計画策定部会(以下「策定部会」という。)を置く。

2 策定部会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は都市計画課長をもって充てる。

4 部会長は、策定部会の事務を処理し、策定部会の経過及び結果を委員長に報告する。

(関係者の出席)

第10条 委員会及び策定部会は、委員以外の関係者を会議に出席させ、職務遂行に必要な意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会及び策定部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長において定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

別表1

長久手市立地適正化計画策定部会

職名(計18名)		
地域共生推進課長	福祉課長	土木課長
企画政策課長	長寿課	みどりの推進課長
財政課長	保険医療課長	区画整理課長
たつせがある課長	健康推進課長	教育総務課長
安心安全課長	子ども未来課長	都市計画課長(部会長)
環境課長	子ども家庭課長	
生涯学習課長		